



2. 総合的な緑・緑地の配置等の方針

4系統別の配置等の方針を総合的にとらえた方針は、次のとおりです。

(1) 保全すべき重要な緑地等

①北部において市街地を縁取る山地、丘陵地の森林

- ・本市の骨格を形成する緑地であり、国土の保全や水源かん養など、環境保全の側面から多面的な機能を有する緑地、良好な植物群落を形成している緑地として保全を図ります。

②渡良瀬川

- ・市の中央部を貫流する水の主軸として保全を図るとともに、水とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーションの場としてその活用を図ります。
- ・良好な植物群落を形成している緑地、野生生物の生息地や移動空間として重要な緑地として保全を図ります。

③小俣川、松田川、袋川等の中小河川

- ・風の通り道となって環境負荷を低減させるなど、良好な環境を維持する上で重要な緑地として保全を図るとともに、水とのふれあいの場として活用を図ります。

④南部を中心とした農地

- ・都市気象の緩和や国土保全に対して高い機能が期待される重要な緑地であるため、都市的土地利用との調整のもとで保全を図ります。

⑤市街地に残る東山、浅間山、明神山の樹林地

- ・市街地にあって貴重な自然環境が残っており、小高い山を形成して市街地景観のうるおいを演出する要素であるため、その保全を図ります。

⑥足利学校・^{ぼんな}鑱阿寺などの歴史文化資源と一体となった緑地

- ・本市の歴史文化を演出する緑であるとともに、豊かな自然環境の残された市街地の緑の核となっていることから、その保全を図ります。

⑦市街地に残る雑木林や屋敷林、社寺林

- ・市街地の身近な空間にあって、豊かな自然環境を提供する緑となっていることから、都市的な土地利用との調整を図りながら保全に努めます。

(2) 身近な緑地・充実すべき緑地等

①街区公園、近隣公園及び主要な公共施設緑地

- ・すべての都市公園と街区公園に相当する規模・機能を有する公共施設緑地による誘致距離250 mの範囲の市街地内に配置します。(概ね250 mの距離でいずれかの公園が利用できるよう配置)

- ・近隣公園については、誘致距離 500 m の範囲が市街地を充足するよう配置します。

②地区公園

- ・地区公園を各地域における拠点的な公園施設と位置づけ、その配置が不足している市街地の東部及び南部地域での整備を図ります。また、既設の五十部運動公園は、競馬場跡地の利用計画の推移にあわせ、その配置を検討します。

③その他の公共施設緑地

- ・街区公園に相当する規模・機能を有する公共施設緑地以外の、小規模な公共施設緑地については、都市公園を補完する身近な公園・緑地として配置し、レクリエーションの場としての活用を図ります。

(3) 拠点的な緑地等

①足利学校・大日苑

- ・本市の歴史文化を表現する拠点であり、重要な観光資源、市街地に残る豊かな自然空間でもあるため、その保全と活用を図ります。

②足利公園、山前公園、織姫公園

- ・市街地に近接する豊かな自然を背景とした自然観察や散策・ハイキングの拠点として位置づけ、その保全と活用を図ります。

③迫間自然観察公園

- ・貴重な動植物の生息地であるとともに、本市における自然学習の拠点と位置づけられるため、その維持・保全と整備・充実を図ります。

④運動公園

- ・総合運動場をはじめとする運動公園については、本市におけるスポーツ・レクリエーション拠点として配置されており、今後ともその維持と活用を図ります。
- ・拠点となる公園が不足している南部地区において、旺盛なスポーツレクリエーション需要に対応した拠点として、運動公園の配置を検討します。

(4) 水と緑のネットワークを形成する緑地等

①渡良瀬川及び主要な幹線道路

- ・渡良瀬川と各橋りょうで南北を結ぶ幹線道路を水と緑の主軸として重点的な緑化を図り、拠点的な緑地を結びつけるネットワークとして配置します。
- ・松田川等の中小河川と幹線道路においては、緑化などによって、格子状に拠点的な緑地を結びつけるネットワークの形成を図ります。